

令和 2 年 5 月 7 日
調査及び立法考査局
外交防衛調査室・課

2019 年チベット政策及び支援法案の概要

1 審議経過

2019 年 9 月 13 日 下院に提出 (H.R.4331)
2020 年 1 月 28 日 下院で賛成 392、反対 22 で可決

2 構成

以下の全 8 条から成る。

第 1 条 略称

第 2 条 2002 年チベット政策法¹の修正及び再承認

第 3 条 ダライ・ラマの継承または転生に関する政策の表明

第 4 条 チベット高原の環境及び水資源に関する政策

第 5 条 チベット難民コミュニティにおける民主主義

第 6 条 チベット族コミュニティにおける文化、宗教及び言語の保存努力の持続可能性

第 7 条 歳出予算

第 8 条 予算効果の判定

3 概要

- ・ チベット及び中国に関連する種々の計画及び規定を修正し、再承認する。
- ・ 大統領は、持続可能な経済発展、文化の保存、教育などの分野において、チベットにおけるチベット族コミュニティを支援する計画のため、非政府組織に資金を提供しなければならない。
- ・ 国務省は、チベットのラサに米国の領事館が設置されるまでの間、米国における新たな中国領事館の設置を認めてはならない。
- ・ チベット問題担当特別調整官の職務を再承認し、その職務の義務の範囲を拡大して、次期ダライ・ラマがチベット仏教界単独で任命されることを保証するための国際的な連立を追求することなどの任務を追加する。
- ・ 国務省に対し、自身の宗教的指導者を選択して崇拝する権利を含むチベットの人々の人権を促進する米国の取組について、既存のチベットに関する定期報告において検討することを求める。

※なお、報道で言及されているダライ・ラマ後継者選出に関与した中国当局者への制裁については、第 3 条(c)において米国の政策の表明という形で規定されている。

¹ Tibetan Policy Act of 2002 (subtitle B of Foreign Relations Authorization Act, Fiscal Year 2003), P.L. 107-228. <[https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=\(title:22%20section:6901%20edition:prelim\)](https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=(title:22%20section:6901%20edition:prelim))>

(出典)“H.R.4331 - Tibetan Policy and Support Act of 2019,” Congress.gov website <<https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/4331>> を基に作成。

担当：外交防衛課 山本彩佳・川西晶大